



兵庫労働局発表
平成30年3月1日(木)

担	職業安定部職業安定課
	課長 足立 靖行
	雇用情報官 富澤 克彦
当	電話 078-367-0792

西播磨地域で初の雇用対策協定の締結

～ たつの市と兵庫労働局が雇用対策協定を締結 ～

たつの市と厚生労働省兵庫労働局は、より緊密に連携して雇用対策に取り組むため、平成30年2月20日(火)に雇用対策法に基づく「雇用対策協定」を締結しました。

(協定の目的)

たつの市と兵庫労働局が、たつの市『ふるさと たつの』に新たな息吹を吹き込み“光り輝く未来”を創る」という基本理念のもと、雇用環境の改善・向上を目指し、相互に密に連携することにより、地域活性化に向けた課題を共有し、課題解決に向けた雇用対策を、総合的、効果的かつ一体的に取り組む。

雇用対策法第31条に基づく、たつの市との雇用対策の連携・協力の確保に関する協定締結



たつの市雇用対策協定運営協議会

兵庫労働局

連携・協力

たつの市

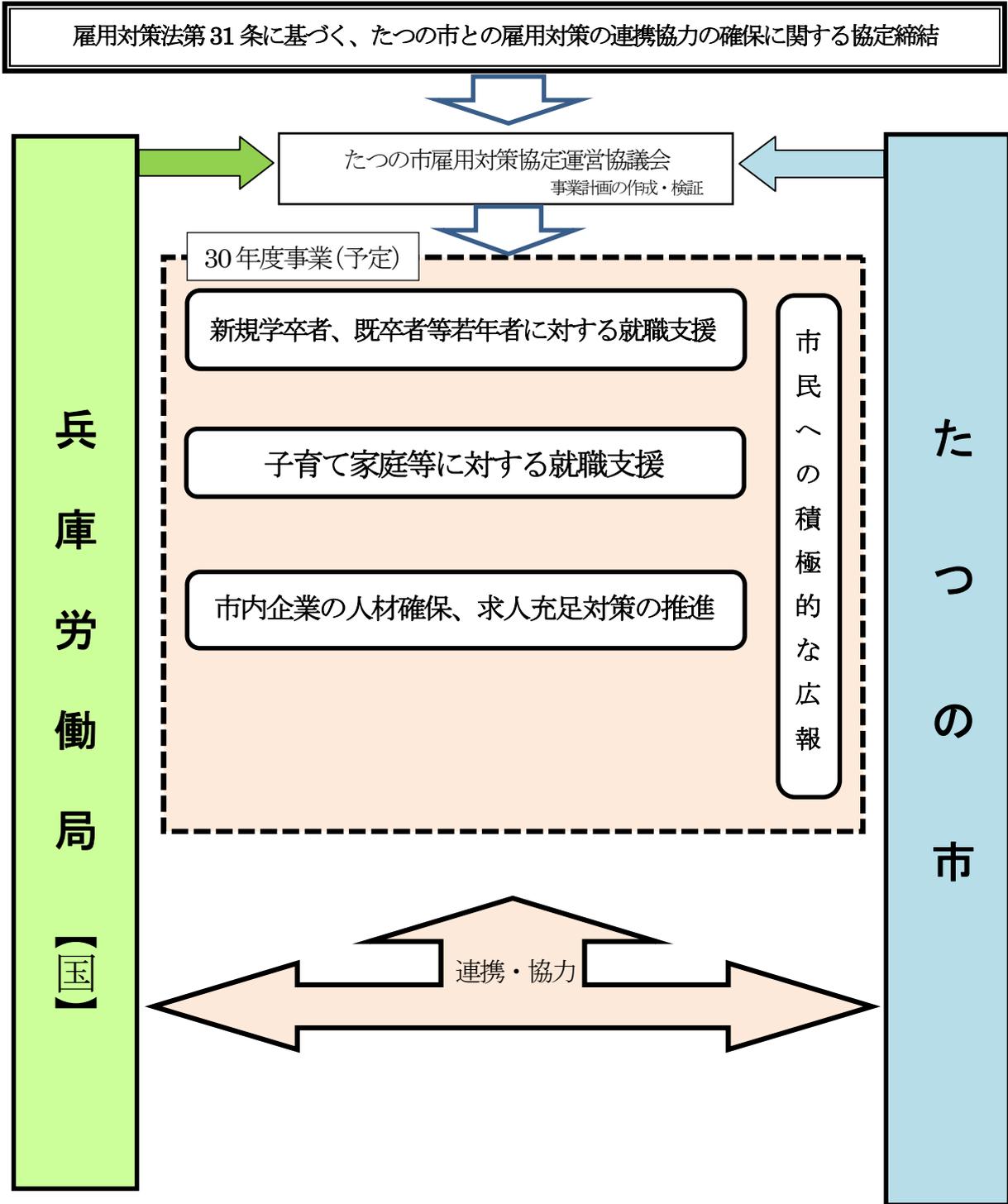
市民への積極的な広報

※連携・協力に関する具体的な取組は運営協議会にて協議を行う。

経済の好循環としごとの安定へ

(別紙)

たつの市と兵庫労働局との雇用対策協定及び事業計画の概要



たつの市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、たつの市（以下「甲」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「乙」という。）が、たつの市の雇用環境の改善・向上を目指し、相互に密に連携することにより、雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的とする。

(事業計画)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、共通の事業目標の元に具体的な取組の内容及び実施方法を「たつの市雇用対策協定に基づく事業計画」に定めるものとする。

(要請)

第3条 甲及び乙は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができ、これに誠実に対応するものとする。

(運営協議会)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を円滑に実施するために運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

(秘密保守)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲及び乙は誠意を持って協議し、定めるものとする。
2 協定当事者に変更があった場合においても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

一甲 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
 たつの市

 たつの市長

一乙 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
 厚生労働省兵庫労働局

 厚生労働省兵庫労働局長